

議案第65号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法の改正を踏まえ、公益的法人等へ派遣することができない職員に、異動期間を延長された管理監督職員を追加するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成29年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2

項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。